

令和8年度 田村市人材育成事業 業務委託仕様書

1. 委託業務名

令和8年度 田村市人材育成事業

2. 目的

地域の人材育成のため、映像制作等における実践的な学びを通して、幅広い世代が文化的素養や表現力、課題対応能力等を養う生涯学習環境の整備を図ることを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4. 委託業務の内容

本業務の内容は以下のとおりとする。なお、業務実施にあたり必要となる費用（講師等招聘費用、会議費、テキスト代、その他物品購入・レンタル料等）は、すべて委託費に含めること。

（1）人材育成プログラムの企画・運営

①実施体制の構築

「田村市映像制作学校」を立ち上げ、業務目的に沿った人材育成プログラムの実施体制を構築するとともに「たむら市民大学たまり」との連携を図る。

②全体プログラムの企画・調整

映像制作とキャリア教育で画期的な人づくりとまちづくりを目指し、幅広い世代が参画する企画を立案する。

（2）映像製作プログラムの企画・運営

①映像制作ワークショップの実施

市民及び市内小中高の子どもたちを対象にワークショップを開催し、市民の生きがい創出と地域づくり、加えて映像制作過程におけるキャリア教育を実践する。

②映像に対する意識の醸成

文化センター事業の「まちそわシネマ」と連携し、映像等に興味を持つ機会及び関係人口の創出を図る。

（3）成果の取りまとめ

本業務の成果にわたる人材育成の成果、今後の方向性等について取りまとめ、報告書を提出する。

5. 成果品

(1) 成果品及び提出部数

- ①委託業務報告書 1部 (A4版、ファイル綴じ)
- ②電子データ 1部 (ワード・エクセル等加工できるデータ及び PDF データ)

(2) 成果品の納入場所

田村市教育委員会 生涯学習課

(3) 成果品の帰属

本業務における成果品に関する全ての権利は田村市に帰属する。なお、著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な処理を行うこと。

6. 秘密の保持

本業務の履行に関して知り得た情報を他に利用、開示してはならない。また、個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守するものとし、データの秘密保持について万全の管理を行う。

7. その他の事項

- (1) 受託者は、本業務を行うにあたり、十分な知識、理解及び経験のある従事者を確保し、本業務に関わる者の人事管理について一切の責任を負うものとする。
- (2) 本業務の履行に際し、第三者が著作権を有するものを使用し、かつ、問題が生じるときは、市に不利益が生じないように受託者の責任において、これを処理するものとする。
- (3) 市は、本業務の処理状況について隨時調査し、必要な報告を求め、監査することができる。また、本業務の実施について、必要な事項に係る指示をすることができる。
- (4) この仕様書に定めのない事項が生じた場合については、双方協議の上実施する。

8. 担当部署

田村市教育委員会 生涯学習課
〒963-4393 福島県田村市船引町船引字畠添 76 番地 2
TEL : 0247-81-1215 FAX : 0247-81-1228